

「観光」に関わる資源の保護と活用 II

～特にわが国の自然観光資源の活用と保護・保全の維持継承について～

北川 宗忠

はじめに

国際的な観光交流時代を迎えて、わが国は2014(平成26)年度の訪日旅行者が1350万人(対前年比10%増)^①となった。

この現状から東京オリンピック開催時(2020年)の国家目標も2,000万人から2,500万人としている。この状況を生み出した背景には、わが国の観光立国としての積極的な外客誘致政策の展開があり、一方では訪日観光客の買い物ツアー、爆買いが国際観光収支にも大きく影響して、1959年以来55年ぶりの黒字転換(2014年度)となった。筆者が観光行動の三要素として取り上げている「みる」「たべる」「かう」の「かう」の部分が大変な脚光を浴びている。

本来観光交流の第一義は「みる」、すなわち「観光」であり、世界遺産登録地の最大保有国であるイタリアや中国においてもこれらの観光資源の活用が観光客誘客の中心となっている。

筆者は、『研究紀要』53号^②においてわが国の文化観光資源に関わる保護制度と活用の課題について述べたが、本論ではもう一方の観光資源である自然観光資源の保護・保全の淵源と今後の課題について述べておきたい。

I 自然観光資源の考え方

1. 自然観光資源とは

観光資源の考え方については前述の紀要で述べたが、本講では自然観光資源、および文化観光資源で取り上げた文化的景観など文化・自然の複合的要素のある資源にも論述する。

「観光資源」という用語が規定されたのは、1963(昭和38)年の「観光基本法」にある「文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、

文化等に関する観光資源」で、そのなかで自然に関わる観光対象を自然観光資源という。

具体的には、山岳、高原、湖沼、溪谷、海岸、島、温泉、動植物鉱物などをいい、本論では国立公園などの自然公園や世界自然遺産、天然記念物、さらに四季折々の変化に富んだ自然の景観などを中心に取り上げることにした。

2. 自然観光資源の「保護」と「保全」

わが国の自然公園の制度は、すぐれた自然の風景地を保護することが最大の目的となっている。すなわち区域を定めた特別地域および特別保護地区を指定し、これらの区域内における風致景観を損する一定の行為を制限している。

このような自然公園区域の利用と同様に、わが国の自然観光資源の利用のなかでも人気の高い温泉資源についてもその保護を重視している。これらは「自然公園法」や「温泉法」における指定そのものが保護の前提となっているのである。自然観光資源として有効な利用が促進されることは、国や地域にも活力を与えるが、また一方で観光開発の名のもとに自然資源の破壊や植生の生育阻害などの問題も発生してくる。

その際、頻繁に自然保護や、環境保全の用語が登場するが、「保護」や「保全」の用語は個々に説明を要する。本論においては自然資源の利用における、資源の「保護 preservation」は、自然の資源を自然のまま手を加えずに保存し観光活用を図ること、「保全 conservation」は、自然資源に多少の手を加えて破壊や消滅から護りながら観光活用を図ること、という認識の基にすすめたい。

II 自然観光資源の保護・保全とその淵源

1. 名所風景、温泉資源の誕生とその保護

(1) 自然景観の遊覧、保護のはじまり

8世紀のころ、わが国で誕生した和歌に読み込まれた名所・旧跡は「歌枕」の地として古代を代表する観光地であるが、中でも和歌浦（和歌山県）は著名な名所、観光地であった。

熊野三山詣でが最盛期を迎えていた1109(天仁2)年、参詣記『中右記』の筆者は熊野からの帰路、和歌浦の景観を「巖石色々 松樹 処々 地形幽趣 風流勝絶」⁽³⁾と記して「遊楽」という、「遊覧」の原型用語を残しているが、この景観はさらにさかのぼること724(神亀1)年10月、聖武天皇(在位：724-749)が紀伊国(和歌山県)へ行幸されたとき、この和歌浦の風光明媚な景観を絶賛し、この景観を保存するため「守戸」という専任の番人を設置⁽⁴⁾した。「守戸」は現在の自然公園指導員、自然保護監視員などレンジャーの淵源であると考えてもよいのではないだろうか。

(2) 「花」の保護・保全

吉野熊野国立公園にある世界遺産の吉野山は桜の名所である。この桜の木を植えたのは、役行者(634-701?)で⁽⁵⁾、のち吉野山のご神木となり、修験道がの盛行するにつれて金峯山寺への参拝も盛んになり、ご神木の「献木」という行為となって植え続けられてきた。当時の桜のほとんどは山桜であるが、その「花」見は物見遊山の代表的な行動で『万葉集』にも46首の桜の歌がある。平安時代、吉野山はすでに桜の名所で、さらに多くの歌が詠まれ、京都御所や嵐山など、各地に移植され観桜の宴が催された。現在の吉野の桜は、下千本、中千本、上千本、奥千本などといわれ、約200種、3万本の桜が咲く、わが国の代表的な自然公園の「花」の名所となっている。

(3) 「温泉」資源の保護と活用

温泉は古来、祈祷と並んで自然がもたらす医療方法で、現在では重要な観光資源である。

ギリシャ人は紀元前5世紀には男女別の公共

浴場を設け、ローマ人は紀元前33年、最初の大規模浴場を開設、カラカラ帝(188-217)は神殿に併設した総合的な大娯楽場を作り⁽⁶⁾、現在もヨーロッパ各地にローマ時代の遺構が残る。

日本三古湯の一つで伊予の湯と呼ばれた道後温泉(愛媛県)は『伊予国風土記逸文』(『釈日本紀』十四)によると596年聖徳太子が来遊、わが国最古の金石文「湯の国の碑文」を建てられた。各地の温泉資源の利用には、入浴湯治の規則を設けられ、温泉の保護管理がなされてきたが、現代の温泉資源の利用は長期湯治の規則は廃れ、一夜湯治の傾向が強くなってきている。

2. 近世以降の自然資源の保護・保全

江戸期になると道路環境が整備され、伊勢詣や西国巡礼など文化的観光の「旅」が流行、各地の自然への関心も高まっていった。

「八景」「三景」の誕生と地域における自然資源の観光的活用の機運は、これらの景勝地に案内板や説明板を設け、競って案内書を刊行した。近代の地理学者志賀重昂(1863-1927)は、「日本風景の保護」について「ひたすら目前の小利小功に汲々とし、ついに遙遠の大事宏図を棄却し、あるいは森林を濫伐し、あるいは「名木」「神木」を斬り、あるいは花竹を薪となし、あるいは古城断礎を毀ち、あるいは「道祖神」の石碣を橋梁に用い、あるいは湖水を湖乾し、あるいは鶴類を捕獲し尽くし、もって日本の風景を残賊する、そこばくぞ、かつや名所旧跡の破壊は歴史観念の連合を破壊し、国を挙げて赤裸々たらしめんとす。日本の社会は、日本未来の人文をいよいよ啓発せんため、ますます日本の風景を保護するにつとめざるべからず。名所図会類にいたりてもまたしかり、想う名所図会なるものを過去において人々に旅行を推奨し、山水の間に優遊するの好風尚を勾引したる感化や著大、しこうして今日に当たるも憑拠するに足るもの多し、これもとより棄てつるべからず」⁽⁷⁾と、近代日本の観光的な自然保護の功罪に一石を投じている。

3. 初期「観光」時代の自然資源への認識

(1) 初期の観光交流と山岳資源

近代日本は洋風文化の導入とともに新しい時代の夜明けを迎えたが、来訪する外国人によって観光交流の夜明けをも迎えることになった。

わが国の山岳への関心は、宗教的な信仰登山が主であった歴史にスポーツ型の新しい登山がはじまった。1860(万延 1)年英国の初代駐日公使 オールコックが外国人として最初の、また外国人女性として 1867(慶応 3)年に同じく英国公使ハリー・パークス夫人が富士登山を敢行した。その後 1877(明治 10)年ころになると多くの外国人がわが国の山岳に登りはじめる。

1881(明治 14)年、英国人のガウランドが木曾・赤石山脈を「日本アルプス」と呼び、のち中央高地の情景に感概した同じ英国人で神戸に滞在していた宣教師ウエストンは 1896 年ロンドンで『Mountaineering and Exploration in the Japanese Alps(日本アルプスの登山と探検)』を出版してこの名称が広まった。

このころから外国人登山家に影響を受けた日本人にもわが国の優れた山岳美について「森林と溪谷との調和と長い、雲霧の去来する壮観といい、白馬や立山や槍、乗鞍の大雪溪大雪田の偉大なる景色といい、お花畑の 百花咲き乱れて錦の如き自然といい、何れも下界の人々の想像も及ばざる楽土^⑧」などという認識が広まり、山岳礼賛、自然美への認識が高まってきた時代であったといえる。

(2) 自然資源の保護・保全の機運

山岳の自然風景、景観が注目された一方で、1873(明治 6)年明治政府初期の最高官庁太政官は「公園設置ニ関スル件」(布告第 16 号)により、「群衆遊観ノ場所」としてわが国初めての「公園」を定め、日本三景など 25カ所を「万人借楽ノ地」とした。これは観光地の概念として最初のもの^⑨である。またこの頃、来日していたドイツの医学者ベルツは国内各地を旅行し、長崎雲仙を県営公園とすることを献策、1910(明治 43)年長崎県はわが国最初の広域自然公園の

性格を持った県営公園の設置を決議、また国内にも国立公園の設置の気運が高まり、同年政府でも「国設大公園設置ニ関スル建議」が可決、「日光山ヲ帝国公園トナスノ請願」が採択され、翌年日光は帝国公園となった。その後、国立公園は自然保護か、国民の利用に資するかの論争があったが、国立公園の選定は 1923(大正 12)年の関東大震災により一時打ち切られることとなった⁽¹⁰⁾。

III 観光交流時代と自然資源の保護・保全

1. わが国の自然観光資源の保護・保全

(1) 国立公園の設置

前述してきたとおり、近代におけるわが国の自然資源に対する認識は欧米の考え方を受け入れて急速に進化した。また、志賀重昂の著した『日本風景論』の考え方も浸透していった。1919(大正 8)年には「史蹟名勝天然紀念物法」が制定され、のちの関連法規に大きな影響を与えた。

1930(昭和 5)年、鉄道省の外局に国際観光局が誕生、国際観光客の誘致が国策として重要視されるようになると、国立公園の構想は国際観光振興としてもその必要性が指摘、29(同 4)年国立公園協会が設置され、同 31(同 6)年「国立公園法」が制定された。こうして 34(同 9)年、最初の国立公園として「瀬戸内海」「雲仙」「霧島」が指定されることになった。

「国立公園法」は 1949(昭和 24)年、戦後の改正で特別地域内に特別保護地区を指定して傑出した景観や貴重な動植物の保護の強化策を講じることで諸外国の国立公園並みの制度に整えられた。また、国立公園に準じた区域として国定公園の指定を設け、50(同 25)年に「琵琶湖」「佐渡弥彦」「耶馬日田英彦山」が最初の国定公園の指定となった。そして 57(同 32)年、この法律を母体として現行の「自然公園法」の制定を見ることとなった。

(2) 「自然公園法」と自然の保護・保全

自然公園は、現在「国立公園」「国定公園」

「都道府県立自然公園」に区分され、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増加をはかり、国民の保健、休養、教化の場として資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することがうたわれている。なお、自然公園の選定基準(抄)は、

- ①国立公園：同一風景形式中、わが国の風景を代表するとともに、世界的にも誇り得る傑出した自然の風景地であること。
- ②国定公園：国立公園の風景に準ずる傑出した自然の大風景であること。
- ③都道府県立自然公園：都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であること。

わが国の自然公園は、2015(平成 27)年の妙高戸隠連山国立公園(新潟・長野両県、上信越高原国立公園から分離)、甕島国定公園(鹿児島)の指定、また南三陸金華山国定公園の三陸復興国立公園への編入を含めて、合計 402 か所となり、国土面積の 14.378%、年間利用者の総計は、84,400 万人なる。

これらの内訳は、以下の通りである(2015.3 現在)。

国立公園	32	指定：国	管理：国	年間利用者 33,300 万人
国定公園	56	指定：国	管理：県	年間利用者 27,400 万人
都道府県立自然公園	314	指定：県	管理：県	年間利用者 23,700 万人

これらの自然公園の風致景観保全の考え方については「自然公園法施行規則」において優れた自然の大風景地にとって地形そのものの保全が最重要課題であるとして、公園内行為の許可基準を規定している。

(3) 「温泉法」と温泉の利用

観光旅行と温泉の利用は、現代観光行動の重要な要素である。21 世紀を迎えてわが国も国際観光交流時代に大きく前進、訪日外国人の観光旅行客の温泉利用も活発になってきている。

温泉利用の形態は、わが国では古来より病氣

療養、湯治湯が本意で温泉に入湯する利用が発展した。

一方欧州では古代ローマ時代から、前述したように娯楽、保養、慰安の利用が主でレジャー性を有し、また温泉水を飲用する習慣が見られたが、現代では国際的に共用する温泉利用方法の世界観が見られるようになってきている。火山国であるわが国の温泉は、「温泉法」のもと自然公園など自然資源の恵みとともに活用され、重要な自然観光資源となっている。

「温泉法」は 1948(昭和 23)年の公布以来、改正を重ねたが基本的な目的は「温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること」(第一条)で、温泉とは「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気 その他ガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く)で、別表(本論では省く)に掲げる温度又は物質を有するもの」(第二条)をいい、

- ①温泉源から採取される温度が 25℃以上。
- ②別表に規定された 19 種の成分のうち 1 つ以上が規定値に達している。

以上のいずれかであれば「温泉」と名乗れる。近年は全国的に何処でも温泉が存在する状態で、わが国の温泉(2013.3 現在)は、源泉総数：27,405、温泉地数：3,159、宿泊施設数：13,358、宿泊利用者：126,422,229 である。

(4) 「観光立国推進基本法」と資源の利用
観光行動に関わる自然の保護や保全について「自然公園法」や「温泉法」をあげてきたが、わが国の観光に関する法規として 2006(平成 18)年の「観光立国推進基本法」は重要である。先に名称をあげた「観光基本法」(1963 年制定)を全面改正、わが国をあげて国際交流時代の観光戦略の位置づけを明確にしている。このなかでわが国は「観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地を形成するため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他

文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策」(第十三条)を行うことで、同法を基に観光立国推進基本計画が策定されている。観光圏の整備(「観光圏整備法」2008年)など、観光分野の国際競争力を高め、魅力ある自然・歴史・文化等の観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる魅力ある観光地づくりを促進している。

(5) 自然環境の保護・保全と観光

自然観光資源、観光交流の推進について見てみると、その多くは来訪者と関わる自然資源の状況である。

「自然公園法」は、自然環境の保護・保全とともに、その利用増進を図ることを目標としている。同法が制定されたあと、1972(昭和47)年に原生の自然をそのままの形で護るため「自然環境保全法」が制定され、自然環境保全地域が指定され、概ね5年ごとに陸域(植物・動物・地形・地質)、陸水域(河川、湖沼、海岸域(海岸線・干潟・珊瑚礁など))について「緑の国勢調査」といわれる自然環境保全基礎調査がはじまった。また都道府県や市町村においてもさまざまな条例が設けられ自然資源の活用と保護・保全の意識を高めるきっかけになった。74(同49)年には全国的組織体149団体により「自然保護憲章」が制定された。

その後、1992(平成4)年南米ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催の「環境と開発に関する国際会議(通称「地球サミット」)」では、地球環境をめぐるさまざまな問題が討議され、各国で自然資源の保護に向けた活動が展開されることになった。翌年わが国は前法にかわる環境政策の基本的な方向を示す「環境基本法」を成立させたが、その施策策定の指針は、
①環境の自然的構成要素を良好に維持
②生物多様性の確保等
③人と自然との豊かなふれあいの確保
で、また同年、自然環境を保全しつつ、自然の復元力がカバーできる範囲で、自然資源を合理的、かつ持続的に利用していくことを目的とし

て民間の環境保全団体「自然資源保全協会」の設立があり、わが国もここで新たな環境時代を迎えることになった。

(6) 国民の観光・自然への意識高揚

わが国の自然観光資源の保護・保全について述べてきたが、国策の展開には国民運動など幅広い展開が必要である。国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然や歴史、文化に触れ、国土や風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的にスタートした長距離自然歩道(環境省)は、1970(昭和45)年の東海自然歩道からはじまり全国8つの自然歩道が展開された。これらを利用した「自然に親しむ運動」(運動月間毎年7/21~8/20)は現在も継続されている。

またわが国の豊かな自然を守るため「コーヒー一杯からの自然保護」をうたってはじまった「日本自然保護協会」は半世紀を超える歴史がある。これらの活動が現在のエコツーリズムやグリーンツーリズムの礎になったと考えられ、2007(平成19)年自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用を基本理念とした「エコツーリズム推進法」が誕生した。

これら観光と自然保護の観点からは、観光の意識や重要性の啓発と普及、観光資源の保護、地域の魅力に対する自信と誇り、観光マナー・もてなしの心など意識の喚起、観光地の美化、および連続休暇の意義の普及を促進することを目標に観光週間が1965年より毎年開催(8/1~8/7)されており、現在の統一標語は「ようこそ! につぼんへ」である。

また、国民の祝日として、自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心を育むことを願う「みどりの日」(4/29)、「海の日」(7月第3日曜日)、2016年より祝日となる予定の「山の日」(8/11)、祝日ではないが「川の日」(7/7)などがあり、観光の社会的意義をより多くの人に知ってもらうため、世界観光機関(WTO)が世界観光記念日 World Tourism Day(9/27)を設定している。

2. 国際観光を意識した自然資源の保護・保全

(1) 「世界遺産条約」と世界自然遺産

世界遺産条約誕生のいきさつや世界文化遺産については本『研究紀要』第53号においてくわしく述べたので、ここでは世界自然遺産の登録について整理しておきたい。

条約で世界自然遺産の定義(第2条)は、

①無機的及び生物学的生成物又は生成物群から成る自然の記念物で、鑑賞上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの。

②地質学的及び地文学的生成物並びに脅威にさらされている動物及び植物の種の生息地及び自生地でありかつ明確に限定された区域で、科学上、又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの。

③自然地区又は明確に限定された区域で、科学上、又は保存上若しくは自然の美観上顕著な普遍的価値を有するもの。

という。世界遺産条約締結国191か国(2015.7現在)は、これらの規定する物件で、自国の領域内に存在する物を認定し及び区域を定める(第3条)。

このユネスコの世界遺産は2015年度登録で1031件、そのうち自然遺産は197件、文化・自然の複合遺産が32件となった。

この世界自然遺産を評価をするのは、1948年設立のIUCN(国際自然保護連合)である。IUCNは、自然及び天然資源の保全に関わる国家、政府機関、国内及び国際的非政府機関の連合体で、世界自然遺産の登録に貢献する一方で絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)とも関係が深い国際的権威ある団体である。このことから世界自然遺産の登録そのものが国際的な自然保護の価値を高めているといえる。

(2) わが国の世界遺産

本年度(2015年)の登録の文化遺産1件を含めて、わが国の世界遺産は19件(文化遺産15、自

然遺産4)となり、世界で11番目(①イタリア51、②中国48、③スペイン44、④フランス41、⑤ドイツ40など)の登録数である。わが国の自然遺産登録地域は以下の4件である。

①白神山地(青森・秋田両県 1993年)

②屋久島(鹿児島県 1993年)

③知床(北海道 2005年)

④小笠原諸島(東京都 2011年)

これらの4件は、陸域の9割以上が国有林野になっている。

(3) 世界自然遺産の登録基準

これらの世界遺産の登録は、文化遺産、自然遺産それぞれに基準が設けられていたが、2005年に統合された。

現在は「世界遺産条約履行のための作業指針」に示されている10項目の登録基準Ⅰ～Ⅹのうち、世界自然遺産は、次のⅦ～Ⅹによる。

Ⅶ：最上級の自然現象、又は、類いまれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

Ⅷ：生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

Ⅸ：陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

Ⅹ：学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

世界自然遺産の登録は、これらのいずれか1つ以上に合致するとともに、真実性や完全性の条件を満たし、世界遺産条約締結国の国内法によって、適切な保護管理体制がとられていること求められている。わが国からの登録はないが複合遺産は、文化・自然の両方の登録基準により登録される。

前項にあげたわが国の世界自然遺産登録地の登録基準は、次のとおりである。

白神山地：IX、屋久島：VII・IX、
知床：IX・X、小笠原諸島：IX

(4) その他の観光資源に関わる国際的な自然
環境の保護など

①ラムサール条約の登録湿地

湿地の保存に関する国際条約で、1971年イランのラムサールで採択されたのでその名がつけられている。世界の条約締結国は168か国、登録湿地は2,208か所、うちわが国は、1980年の「釧路湿原」、その後「尾瀬」「琵琶湖」などの登録が進み、2015年の芳ヶ平湿地群(群馬県)、涸沼(茨城県)、東よか干潟、肥前鹿島干潟(ともに佐賀県)の4か所が登録されて合計50か所となった(2015.6現在)。

②世界ジオパークネットワーク

ジオパーク geopark とは、世界遺産の地質版ともいわれ地球に関わる、貴重な地質、地形、火山、断層などの地質遺産を有する自然豊かな自然の遺産を含む自然に親しむための公園のことで、「大地の公園」ともいわれている。

2004年ユネスコの支援で設立され、世界自然遺産が保護目的の強いことに対して、ジオパークは保護とともにジオツーリズムなどとも呼ばれて認定地域の観光や教育への積極的な活用を展開している。現在世界32か国の111地域(2014.9現在)が認定され、わが国では09年の洞爺湖有珠山(北海道)をはじめ山陰海岸(兵庫県など)、隠岐(島根県)、室戸(高知県)など7か所が認定され、そのほか国内ジオパークとして南アルプス、伊豆大島、南紀熊野、天草など29か所(2015.3現在)が認定されている。

また国内にある日本自然保護協会、グリーンピースジャパン、日本鳥類保護連盟など多くの自然保護団体の活動があり、観光と自然保護の展開に貢献している。

観光行動は「みる」「たべる」「かう」の観光展開に、地球規模で環境や自然の保護・保全に対する持続的な認識、理解を深めていく時代になっていると考えられる。

IV 自然観光資源の利用と活用に関する課題

1. わが国の自然観光資源の利用と観光交流における問題点

(1) 観光立国の施策と観光の動向

わが国は観光立国を推進するため、新規に、また現況を改善・教化するものとして⁽¹¹⁾、

①美しい自然を活かす

優れた自然資源を有する地域への誘客を図るため、世界自然遺産・国立公園において、魅力維持に必要な施設を整備するなど質の高い自然資源保全を進めつつ、利用施設の高質化、効果的な情報発信、充実した運営管理等を実施する。また、自然環境やこれと密接に関連する風俗習慣などを対象に、エコツーリズムの推進に取り組む地域に支援を行う。

②海洋観光の展開

日本の周囲を取り囲む海洋や諸島、海に浮かぶ島々の風景が美しい瀬戸内海、都市の魅力ある観光資源としての河川など、わが国の豊富な海洋資源を活用した観光の振興を図り、海洋観光国としてのブランド力・競争力の強化を図る。

③豊かな農山漁村の魅力

「農山漁村の活性化と観光立国実現のための連携推進協定(農観連携の推進協定)」に基づき、歴史や伝統ある棚田や疏水など美しい日本の農山漁村の景観や世界農業遺産をはじめとするわが国の農山漁村が有する地域資源、伝統文化、人々の暮らし、地域ならではの「食」等の魅力の提供・発信を教化することにより、農山漁村の日常生活体験への外国人旅行者のニーズに応える。

など、自然観光資源の活用について、国土の自然資源を有効にかつ、国際交流の場としても活用できるように方向づけを示唆しているといえる。

(2) 自然資源の利用・活用と問題点

わが国の自然公園は合計402か所、年間8億人が利用しており、自然公園法にも保護とともに活用がうたわれている。ここでは前項に関し

て自然公園とそのほかの自然資源の観光利用の間に存在する問題点を取り上げてみたい。

①自然公園の利用・活用と課題

わが国は島国で陸地面積が少ない現状から国立公園面積 2,113,402ha(国土の 5.592%)のすべてが国有地ではない。公園の指定には、普通地域と特別地域(特別保護地域)、および景観維持のため海域公園(2010 年海中公園から変更)地域がある。

自然公園は、「自然の風景地」であり、保護の対象となる人が感じる風景には視覚だけではなく、五感で感じるものまでが含まれていて、自然を包括的に認識することにより自然環境の保全や生物多様性の保全にも大きく寄与している。この自然の活用と保護に関する取り組みの一部を前述したが、民有地(国立公園の 25%、国定の 40%)も多いので利用規制などに問題を残す。わが国にも米国の国立公園にあるビジターセンターのような施設の活用や現地での自然の認識、後世に引き継ぐ自然保護の教育、また観光車両の乗り入れ問題など、現代観光行動との共栄、共存を緊急に進める必要があると考える。

②海洋・水資源の活用と観光の問題

四囲を海に面し、内陸も急峻な山岳地域に接する河川が多いわが国は、これらが形成する地形と四季折々の風情が自然観光資源としても大きな魅力となっている。わが国には海岸線 100 ㎞以上の島の数は 6,852、河川は一級河川だけでも約 14,000、周囲 4k m²以上の湖沼は 50 余、湿原地はラムサール条約登録湿地 50、環境省が重要な湿地とするものだけでも 500 に上る。

これらの自然観光資源としての活用には多様な問題がある。それぞれの水資源環境(汚水、汚濁、環境破壊など)、海水浴・温泉浴利用(開発、偽装など)、また観光商品としてのホテルおよびドルフィンウォッチングなど、国際観光交流も十分に意識をした上で、自然資源と観光資源との共生、共用を真剣に考える時代に

なっている。

③エコツーリズムの展開と自然保護・保全

環境省などが推進するエコツーリズムの展開が、観光交流の推進と自然環境の劣化や地域の過疎化などの対応策としても期待が係る。

2007 年の「エコツーリズム推進法」には、「自然観光資源」の定義を次のようにしている(第二条 1)。

1. 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

2. 自然環境と密接な関連を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

また「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう(第二条 2)。

エコツーリズムや次項で述べるグリーンツーリズムのねらいは、自然環境の保護・保全と観光や地域の振興の融合を図ることに貢献するものであり、推進への期待も大きい。

④農山漁村の振興とグリーンツーリズム

観光交流、特に都市と農山漁村の交流は、グリーンツーリズムと呼ばれて、ヨーロッパ各地ではじまった地域観光行動の基点である。

わが国では、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動として農林水産省などが推進している。もともと観光農園や海山で副業的な民宿からはじまったが、現代では農村ツーリズムなどとも呼ばれて、体験型観光、里山の利用、動植物とのふれあいファーム、地域の伝統民俗文化の活用など、エコツーリズムの原点、あるいはナショナルトラストの活動、また文化財の文化的景観の指定などがあり、ようやく地域の自然や文化を活用した観光交流が認識を浴びるようになってきた。訪日外国人が農山漁村に足を運ぶことも珍しくなくなってきた。特に近年人々が永年生活の場としてきた里山の資源利用、その保

全に注目が集まってきている。環境省では里山を「特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域」として全国的な里地里山の保全活用を促進している。しかし、生活環境の変化などで 荒廃の現状や利用によるオーバーユースの問題も深刻である。

これら都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため「景観法」(2004年)が誕生、翌年の「文化財保護法」改正で文化的景観の選定が設けられ、2006年最初の重要文化的景観として、「近江八幡の水郷」(滋賀県)、一関寺の農村景観(岩手県)が選定された。

「景観法と文化財保護法の存在、および両者の関係は、法律上あるいは理念上は実態との基本的な齟齬がない」⁽¹²⁾といえよう。

2. 国際観光交流にみる自然観光資源の利用と問題点

(1) 世界自然遺産の利用と問題点

国際観光交流の発展に伴い、国際観光客の到着数はおよそ10億人にのぼるが、観光資源としての世界遺産の活用は大きな魅力となっている。

世界遺産の総数1,031のうち、国別保有の上位国は前述したが、この10年間の登録に限れば、①中国(17件)、②イラン(12)、③イタリア・フランス(11)、⑤ドイツ(10)で、わが国は6件(2015.7現在)である。圧倒的に登録数が多いヨーロッパに対し、中国が急激に増やし世界第2位の保有国になった。

しかし遺産条約締結国(191か国)のうち世界遺産非保有国は、2015年シンガポール、ジャマイカが新たな保有国になったが、未だ非保有国が28か国ある。

また、世界自然遺産の登録は0件(文化遺産23、複合遺産1)で、今後国家の力関係だけではなく、これらの状況をふまえて登録を進めることが望まれる。世界遺産委員会は、2015年より、各国は1年2件(うち1件は自然か文化のどち

らか)という制限を設けた。

(2) 世界遺産基金と危機にある世界遺産

世界遺産基金は、世界遺産の保護を目的に設立され、財源を締結国の分担金や任意拠出金、各種の寄付金などにより、世界遺産の危機遺産(2015年現在48遺産)の保護・保全や非保有国の登録援助などをおこなっている。

わが国の分担金は2015年353,730^{ドル}(約3,900万円、世界第2位、米国が1位、中国が3位に相当する拠出をしている。

基金の用途については①緊急援助、②保全・管理援助、③準備援助で詳細は省くが①③に重点が置かれている。遺産条約(第六条)は「世界遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する」として先進国は通常「保護管理計画を自国で作成し、実施している。しかし、途上国の多くでは事情が異なる。そこで、先進国ないし同等の保護管理能力を持つ途上国は、ノウハウを持たない国を支援する資格⁽¹³⁾」が望まれ、森林、海洋関係の遺産に共通の「顕著な普遍的価値を有しながら絶滅の恐れのある生物の生息地も増えてきたことで、世界遺産が生物の多様性を保護する役割を担い、生態系を脅かす様々な脅威が生じている⁽¹⁴⁾」現状を考えると、世界自然遺産の存在意義はさらなる国際間の重要性を認識する時代になっているといえる。

V 国際観光交流時代の観光行動のあり方

1. 自然観光資源の活用とオーバーユース

日本書紀に、676年天武天皇が畿内の荒れた里山や森林の伐採を禁じたが、国内の森林破壊は自然災害なども含めてさまざまな形で破壊と保護策が繰り返されている。現代観光における自然観光資源に関わる最大の問題は、過剰な観光客の利用、オーバーユースの問題である。

古都京都の世界文化遺産の西芳寺(苔寺)境内は120種類以上の苔に覆われており、他の社寺と同じように一般的な観光客の受け入れを実施していたが、1977年苔庭の保全策として完全予

約制にした。同じ世界文化遺産富士山は、山麓の開発やゴミ問題などで世界自然遺産は逃したが、登録後は外国人登山の増加に加え、弾丸登山などのマナーにも問題を提して、過剰利用(オーバーユース)による入山規制や入山料の問題が出てきた。

1975年に上高地(長野県)からはじまった山岳自然公園地域でのマイカー規制、世界自然遺産の白神山や屋久島、知床など自然保護、保全のための入山規制が取られるところが多くある。自然公園地域の活用(開放)と保護、保全の問題は、管理や規制するだけでなく、前述した自然公園のビジターセンターの充実やエコツーリズムの普及を図り、利用者の自然資源への認識やマナー向上を図ることへの努力も重要である。これらのことは、国際観光交流時代を迎えた各国でも同様の問題、解決策が取られているところが多いが、観光施設への入場料と同様に観光客の負担する入山料などとともに、各国でも利用する観光客のマナーを徹底する努力が求められる時代である。

2. 新たな国際観光交流時代を迎えて

観光客の行動は、日常生活から抜け出して余暇を楽しむ開放的な気分での行動が多いのも特徴である。国際的な観光交流時代を迎えて、わが国にも多くの外国人が訪れている。この中で対応策については個々でも述べたが、特に急を要するのは以下であると考える。

①観光交流の現状認識

わが国の観光立国に対する施策が好調に推移、展開していることを観光関係者だけでなく、国民全体での現状認識が重要な時代である。

②人材の育成

特に観光関連の仕事に従事する人材不足が深刻である現状から、語学など国際感覚、ホスピタリティなどマナー、総合的な歴史・文化、観光資源の利用対策などの観光教育の充実が望まれる。

おわりに

本年度前半(1~6月)において、訪日旅行者は914万人となり、国内観光交流は大きな変貌の域にあることが事実となってきた。観光立国としての対応策が急がれるのは観光に関わる者の宿命であることは否めない。国際観光交流時代が急速に進むなかで、本論ではその観光行動の中軸となる自然観光資源の保護と活用について述べたが、これらを含むさらなる観光学分野の研究も急ぐことが望まれる。(了)

<参考文献>

- (1)『観光白書』平成27年版、p4
- (2)『研究紀要』第53号、2014、p51~
- (3)『観光・旅の文化』北川宗忠、ミネルヴァ書房、p87
- (4)『和歌山市史』第1巻、1991、p544
- (5)『通り抜け』造幣局泉友会編、創元社、1996、p156
- (6)『水と温泉の文化史』アウグ・リトル・クルーティエ、武者圭子訳、三省堂、1996、p132・135
- (7)『日本風景論(下)』講談社学術文庫、1976、p146-8
- (8)『郷土信州』志水弥生、郷土信州社、1936、p187-8
- (9)『「観光」交流 新時代』北川宗忠、サンライズ出版、2003、p104
- (10)『観光・旅の文化』前掲、p258
- (11)「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014~訪日外国人 2000万人時代~」観光立国推進閣僚会議資料、平成26
- (12)『文化的景観』金田章裕、日本経済新聞社、2012、p031
- (13)『世界遺産ユネスコ事務局長は訴える』松浦晃一郎、講談社、2008、p245
- (14)前掲書、p283